熊本市子どもの未来応援基金実施要綱

制定　平成　８年　３月　１日市民生活局長決裁

改正　平成１３年　４月　１日市民生活局長決裁

（略）

平成２４年　１月２４日子ども政策課長決裁

平成２４年　９月　１日子ども支援課長決裁

平成２５年　３月１２日子ども支援課長決裁

平成２７年　３月１１日市長決裁

平成２９年１１月２９日子ども支援課長決裁

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成３１年　３月２７日市長決裁

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　２年　３月３１日子ども政策課長決裁

　令和　２年　７月２７日子ども政策課長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊本市子どもの未来応援基金条例（平成６年条例第１４号）第５条に定める運用益金の処理に関し、その方法について定めるものである。

（助成の対象）

第２条　熊本市子どもの未来応援基金（以下「基金」という。）は、次の各号のいずれかに該当する活動を助成の対象とする。

(1)　地域における子育て支援活動

(2)　児童の健全育成を目的とする活動

(3)　障がいをもつ児童を支援する活動

　(4)　ひとり親家庭及び両親のいない児童を支援する活動

(5)　父親の子育て及び育児参加を推進する活動

(6)　食事の提供を通し全ての子どもが気軽に立ち寄れる子どもの居場所づくりを行

う活動

(7)　前号の子どもの居場所づくりに加え、学習等様々な学びの支援を行う活動

(8)　前各号に掲げるもののほか、熊本市子どもの未来応援基金運営委員会（以下「運営

委員会」という。）において、ふさわしいと認める活動

２　基金による助成は、次の各号のいずれかに該当するものに対し行う。

(1)　前項第1号から第５号まで又は第８号に規定する活動を行うもののうち、次に掲げる団体又は個人

ア　設立から３年以内の団体

イ　活動の開始から３年以内の個人

ウ　効果的かつ先進的な活動を行い、他の模範となる団体又は個人

(2)　前項第６号に規定する活動を行うもののうち、次に掲げる団体

　ア　既に活動を行っている団体

　イ　申請年度内に開始することが確定した団体

ウ　申請年度内に前項第７号の学びの支援を行う活動を拡充することが確定した団体

３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象とならない。

(1)　営利を目的とする場合

(2)　個人に金品を支給する場合

(3)　各年度の事業費から他の助成金等を差し引いた額が、第４条第１項第１号に定める助成金の額に満たない場合

(4)　助成を受けようとする団体又は個人が、当該事業に係る助成金等を熊本市から受けている場合

(5)　前各号に掲げるもののほか、運営委員会が不適と認める場合

（助成対象経費）

第３条　助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、前条第１項に規定する活動に必要な経費のうち別表第１に掲げる経費とする。ただし、運営委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（助成額）

第４条　助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める額（当該助成対象経費の額が各号に定める額を下回るときは、当該助成対象経費の額）とする。

(1)　第２条第２項第１号ア及びイに掲げる団体又は個人に対する助成金　初年度及び次年度に各５万円

(2)　第２条第２項第１号ウに掲げる団体又は個人に対する助成金　単年度上限１０万円

(3)　第２条第２項第２号アに掲げる団体に対する助成金　実施回数に応じた次の額を単年度の上限とする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

　　　　年　４～１２回　　５万円

　　　　年１３～１８回　　７万円

　　　　年１９～２４回　１０万円

　　　　年２５回以上　　１５万円

　(4)　第２条第２項第２号イ及びウに掲げる団体に対する助成金　単年度上限５万円

２　それぞれの団体又は個人は、前項各号の助成金に重ねて申し込むことはできないこと

とする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

(1)　前項第３号の交付を受けるものが同項第４号に申し込む場合

　　(2)　前項第４号の交付を受けるものが同項第３号に申し込む場合

（資格要件）

第５条　第２条第２項第１号の団体又は個人で助成を受けようとするものは、次の要件を満たさなければならない。

(1)　個人で助成を受けようとする者は、熊本市在住であること。

(2)　団体で助成を受けようとするものは、熊本市内に本拠地又は事務所があること。

２　第２条第２項第２号ア及びウの団体で助成を受けようとするものは、次の要件を全て

満たさなければならない。

(1)　熊本市内で開設しているもの

(2)　開催時、常駐できる責任者を配置し、国等の通知に基づき安全面・衛生面につい

て適切な配慮を行っていること

　　(3)　責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを１名以上配置すること

　 (4)　３人以上で構成されていること

(5)　継続した運営をする意思及び能力を有すると認められること

(6)　子どもが広く参加できるように広報し、団体関係者等特定の者しか参加できない運営を行わないこと

　　(7)　定款・会則等を備えていること

３　第２条第２項第２号イの団体で助成を受けようとするものは、次の要件を全て満たさなければならない。

(1)　熊本市内で開設するもの

　(2)　前項第２号から第７号までの要件

（助成の期間等）

第６条　第４条第１項第１号に規定する助成金は、連続した２箇年度の期間において交付するものとする。

２　第４条第１項第２号、第３号及び第４号に規定する助成金は、１箇年度の期間において交付するものとする。

３　第４条第１項第１号及び第４号に規定する助成金を受けたものは、再度当該助成金を申し込むことはできないこととする。

（助成金の申込み）

第７条　助成を受けようとするものは、助成金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長が定める日までに市長に提出しなければならないこととする。

　(1)　事業計画書（様式第１号の２）

　(2)　事業収支計画書（様式第１号の３）

　(3)　その他市長が必要と認める書類

（助成金の決定）

第８条　助成する活動（以下「助成活動」という。）及び助成金の額の決定は、助成金の区分に応じ、次の各号に掲げる審査基準表に基づき、運営委員会の審議を経て市長が行う。

(1)　第２条２項第１号に規定する助成活動及び助成額の決定　別表第２「審査基準表」

(2)　第２条２項第２号に規定する助成活動及び助成額の決定　別表第３「要件審査表」

２　運営委員会は、前項の審議の際に申請者に対し説明を求めることができる。

３　市長は、第１項の決定を行ったときは、速やかに助成金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

４　市長は、助成の決定に当たって必要と認めるときは、条件を付すことができることとする。

（助成活動の変更等）

第９条　前条第３項の規定により助成金交付決定通知を受けたもの（以下「助成金交付対象者」という。）は、活動の実施に当たって、内容の変更、予算の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときには、あらかじめ助成事業等計画変更申請書（様式第２号の２）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。

２　市長は、前項の報告があった場合は、助成金交付取消・変更通知書（様式第２号の３）により助成金の額の変更、中止及び取消し等を行うことができることとする。

（実績報告）

第１０条　助成金交付対象者は、助成を受ける年度の３月３１日までに助成金実績報告書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないこととする。

(1)　事業収支決算書（様式第３号の２）

　　(2)　領収書等の事業に係る経費の支出を証する書類又はその写し

　　(3)　その他市長が必要と認める事項

２　市長は前項の規定よる実績報告書に疑義又は不明の事項がある場合には、実施の状況の調査を行い、又は助成金交付対象者に対して説明を求めることができることとする。

３　市長は、助成金交付対象者に対し、活動事例の発表及び広報活動への協力を求めることができることとする。

（助成金の額の確定）

第１１条　市長は、助成金実績報告書を受けた場合において、その報告に係る助成活動の成果が助成金の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき、又は助成決定金額を減額したときは、交付すべき助成金の額を助成金交付決定通知書に基づき確定し、助成金交付確定通知書（様式第４号）により助成金交付対象者に通知するものとする。

２　助成金交付対象者は、助成金交付確定通知を受けた日から３０日以内に助成金交付請求書（様式第５号）を提出しなければならないこととする。

３　市長は、前項に規定する請求書を審査し、適当であると認めたときは、これを受理した日から起算して３０日を経過する日までに助成金を助成金交付対象者の指定する銀行の口座に振り込むものとする。

（助成金の交付）

第１２条　助成金は、前条により確定した額を助成活動の終了後に交付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、助成活動の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

３　前項の交付を受けようとする助成金交付対象者は、助成金概算交付申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならないこととする。

４　市長は、第２項の概算額の交付決定をしたときは、助成金概算交付通知書（様式第７号）により助成金交付対象者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第１３条　市長は、助成金交付対象者が次のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全額又は一部の返還を求めることができることとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により活動の遂行ができなくなったときは、その事情を考慮のうえ助成金の返還を求めるものとする。

(1)　助成金を他の用途に使用した場合

(2)　虚偽その他不正な手続きにより助成金の交付を受けた場合

(3)　活動を途中で中止したとき、又は活動を実施しなかった場合

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成８年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年９月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

　　附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２９年１１月２９日から施行する。

２　この要綱による改正後の熊本市エンゼル基金実施要綱第３条及び第９条の規定は、この要綱の施行の日以後になされた申請に係る熊本市エンゼル基金による助成について適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の熊本市子どもの未来応援基金実施要綱の第７条及び第８条

の規定は、この要綱の施行の日以後になされた申請に係る熊本市子どもの未来応援基

金による助成について適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年７月２７日から施行する。

別表第１　対象経費（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 内訳 |
| 報　償　費 | （１）講演会、講習会、研修会等に要した講師謝礼金、助成事業に携わった者に対する謝金等（２）会員（団体の構成員をいう。以下同じ。）への支出は、対象経費としない。 |
| 需　用　費 | （１）活動上必要とされる物品の購入（消耗品、印刷製本費、材料費、［食料費（食材費）は含まない］、図書費、写真代、コピー代、医薬材料費等）（２）第２条第２項第２号の助成を受けるものに限り食料費（食材費）を対象経費とする。ただし、会食代は対象経費としない。 |
| 燃料光熱費 | （１）催し物、会議室等の冷暖房料等（２）自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、対象経費としない。 |
| 役　務　費 | （１）通信費（はがき、郵便切手代）、運搬費、広告料、保険料等（２）保険料については、参加者及び団体の構成員の助成事業に係るケガや賠償責任の保障を行う保険の保険料を対象とする。 |
| 使用料及び賃借料 | （１）催し物や会議の施設等使用料、車両、機会等の借上料（２）自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、対象経費としない。 |
| 備品購入費 | （１）備品とは、１品又は１組の取得価格（消費税含む）が１万円以上のものをいう。（２）上限額は、総額２万円とする。ただし、第２条第２項第２号イ及びウの助成を受けるものは、この限りでない。 |

備考

領収書等により支払いが明確でない経費は、対象経費としない。

別表第２　審査基準表（第８条関係）

別表第３　要件審査表（第８条関係）



様式第１号(第７条関係)

**助成金交付申請書**

年　　月　　日

熊本市長　(宛)

　住所

申請者　　名称

　　　　　代表者

　　　年度熊本市子どもの未来応援基金の助成について、熊本市子どもの未来応援基金実施要綱第７条の規定により下記のとおり申請します。

記

　１　助成の種類

　　（１）第２条第２項第１号ア

　　（２）第２条第２項第１号イ

　　（３）第２条第２項第１号ウ

　　（４）第２条第２項第２号ア

　　（５）第２条第２項第２号イ

　　（６）第２条第２項第２号ウ

２　助成金申請額

　　金　　　　　　　　円

　３　添付書類

　　（１）事業計画書（様式第１号の２）

　　（２）事業収支計画書（様式第１号の３）

　 （３）その他市長が必要と認める書類

　　　　　（年間スケジュール、会員名簿等）

様式第１号の２（第７条関係）

**事業計画書**

|  |  |
| --- | --- |
| 団体(又は個人)の名称 |  |
| 代表者名 |  |
| 設立時期・活動始期 | 年　　　月 |
| 会員数 | 会員　　　　　名　（うち、運営に携わるもの　　　　　名） |
| 申請事業名（仮称可） |  |
| 活　動　目　的 |  |
| 活　動　内　容 |  |
| 助成を受けたい活動内容とその理由 |  |
| 主な活動場所 |  |
| 主な参加者層 |  |
| 広報・周知方法 |  |
| 開催回数・頻度 |  |
| 活動の継続性 |  |
| 今後の活動の展開 |  |
| 関係団体や機関等との連携体制 |  |
| 活動の独自性・先進性 |  |
| 模範的な取り組み |  |
| 見込まれる効果 |  |
| 参加費・会費 |  |
| 衛生管理体制※第２条１項６号の活動に対し、助成を受けようとする場合のみ記入 |  |
| 当該助成金の助成回数 | 　　　　　回（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年度） |
| 他の助成金 | 無し　・　有り（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

様式第１号の３（第７条関係）

**事業収支計画書**

　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 金額（円） | 内訳 |
| 収入 | 自己資金 |  | 会費 |
|  | 当該事業による収益 |
|  | その他の自己資金 |
|  | 寄附金・協賛金 |
| 熊本市子どもの未来応援基金助成金 |  | 当該事業に対する助成希望額 |
| その他補助金・助成金 |  | 　 |
| 計 | 円 | 　 | 　 |
| 支出 | 対象経費 | 報償費 |  | 　 |  |
| 　 |  |
| 需用費 |  | 　 |  |
| 　 |  |
| 燃料光熱費 |  | 　 |  |
| 　 |  |
| 役務費 |  | 　 |  |
| 　 |  |
| 使用料及び賃借料 |  | 　 |  |
| 　 |  |
| 備品購入費 |  | 　 |  |
| 　 |  |
| 小計 | 円 | 　 |  |
| 対象外経費 | 　 |  | 　 |  |
| 　 |  | 　 |  |
| 　 |  | 　 |  |
| 　 |  | 　 |  |
| 　 |  | 　 |  |
| 　 |  | 　 |  |
| 　 |  | 　 |  |
| 小計 | 円 | 　 | 　 |
| 計 | 円 | 　 | 　 |

様式第２号（第８条関係）

発第　　　号

　　年　　　月　　　日

住所

申請者　名称

代表者　　　　　　　　様

熊本市長

**助成金交付決定通知書**

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　　年度熊本市子どもの未来応援基金助成金については、熊本市子どもの未来応援基金実施要綱第８条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 助成金事業等の名称

1. 助成事業等の目的及び対象となる事業
2. 助成対象事業費及び助成金額は、次のとおりとする。

助成対象事業費　　　　　　　　　　円

助成金額　　　　　　　　　　　　　円

1. 助成金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。

請求の際には､本書の写しを添付すること。

1. 交付の条件は次のとおりとする。
	1. 助成事業等に要する予算を変更し、又は助成事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
	2. 助成事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
	3. 助成事業等が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けること。
	4. 助成を受ける年度の３月３１日までに助成金実績報告書及び事業収支決算書を市長に提出すること。
	5. 助成事業終了後、市長が求める場合は、活動事例を発表すること。
2. 助成条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が助成を不当と認めたときは、助成事業を取り消し、若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
3. 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法１９９条第７項の規定により監査をすることがある。
4. 市長が必要と認めたときは、地方自治法第２２１条第２項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第２号の２（第９条関係）

**助成事業計画変更等申請書**

年　　月　　日

　　　熊本市長（宛）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

申請者　名　称

代表者

　　　　年　月　日付け　発第　号で交付決定があった　　年度熊本市子どもの未来応援基金助成事業については、下記のとおり計画変更したのでご承認願います。

記

１．計画変更の内容

２．計画変更の理由

様式第２号の３（第９条２項関係）

発第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　住所

　　申請者　名称

　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　様

　　　熊本市長

**助成金交付取消・変更通知書**

　　　年　月　日付け　発第　号で通知した　年度熊本市子どもの未来応援基金助成事業に対する助成金については、熊本市子どもの未来応援基金実施要綱第９条第２項の規定に基づき、次のとおり取消・変更したので通知します。

記

　１　助成金　　　　　　　　　円

　２　取消・変更の理由

様式第３号（第１０条関係）

**助成金実績報告書**

　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 団体（又は個人）名称 |  |
| 代表者住所 |  |
| 代表者名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 助成事業名 |  |
| 実施回数 |  |
| 参加延べ人数 | 　　　　　　人（うち子ども　　　人、大人　　　人） |
| 主な実施場所 |  |
| 実施内容 | （１）広報の実績（２）主な参加者層（３）活動内容　　 |
| 活動を通じての成果　等 |  |

* 各項目の説明は、別紙でも可。
* 実施した状況がわかるチラシや運営要綱、プログラム、写真等があれば添付してください。
* 子ども食堂枠は、提供している食事の写真を必ず添付すること。

様式第３号の２（第１０条関係）

**事　業　収　支　決　算　書**

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 金額（円） | 内訳 |
| 収入 | 自己資金 | 　 | 会費 |
| 　 | 当該事業による収益 |
| 　 | その他の自己資金 |
| 　 | 寄附金・協賛金 |
| 熊本市子どもの未来応援基金助成金 |  | 当該事業に対する助成希望額 |
| その他補助金・助成金 | 　 |  |
| 計 | 円 | 　 |  |
| 支出 | 対象経費 | 報償費 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |
| 需用費 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |
| 燃料光熱費 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |
| 役務費 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |
| 使用料及び賃借料 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |
| 備品購入費 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |
| 小計 | 円 | 　 |  |
| 対象外経費 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 |  |
| 小計 | 円 | 　 |  |
| 計 | 円 | 　 |  |

様式第４号（第１１条第１項関係）

発 第　　　号

　　年　　月　　日

住所

名称

代表者　　　　　　　　　　様

熊本市長

**助成金交付確定通知書**

　　　　年　　月　　日付け　発第　　号で通知した　　年度熊本市子どもの未来応援基金助成事業に対する助成金については、熊本市子どもの未来応援基金実施要綱第１１条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

助　成　金　　　　　　　　　　　円

様式第５号（第１１条第２項関係）

年 　　月　　日

**助成金交付請求書**

熊本市長　（宛）

住所

申請者　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　年度熊本市子どもの未来応援基金助成金として、下記の金額を交付されるよう請求します。

記

請　求　額　　　　　　　　　　　　　円

振込口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行・信組 | 本店 |
| 農協・信連 | 支店 |
| 信金・労金 | 出張所 |
| 口座種目及び | 普通 | 口座 | フリガナ |
| 口座番号 | 当座 | 名義人 |  |
|  | № |  |  |

様式第６号（第１２条第３項関係）

**助成金概算交付申請書**

　　　年　　　月　　　日

　熊　本　市　長　　（宛）

住　所

申請者　名　称

　　　　　　　代表者

　年　月　日付け　発第　　号で通知のあった　　年度熊本市子どもの未来応援基金助成金について、下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

１．概算交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　２．概算交付申請理由

様式第７号（第１２条第４項関係）

発第　　　　号

　　　年　　月　　日

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　様

熊本市長

**助成金概算交付通知書**

　　　年　月　日付け　発第　　　号で通知した　　　年度熊本市子どもの未来応援基金助成金については、熊本市子どもの未来応援基金実施要綱第１２条の規定により下記のとおり概算交付する。

記

助成金概算交付額　　　　　　　　　　　　　　　円